

「屋外警報装置等の技術基準検討会」

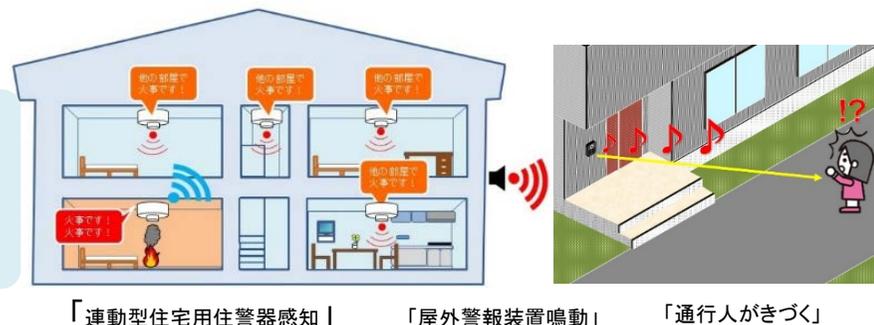
●住宅等における防火対策を促進するために、屋内の住宅用火災警報器と連動して火災発生を周囲に知らせる屋外警報装置等に求められる性能基準などのガイドライン策定を目的として検討を行った。

背景

- ◎ 住宅における火災被害の軽減を図るため、平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。
- ◎ 高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加や、住宅の遮音性能の向上等を踏まえると、火災発生と同時に屋外にいる人にも火災を知らせることは、被害を軽減する上で有効と考えられる。
- ◎ 近年、火災発生時に無線により住宅内の全ての住宅用火災警報器が同時に鳴動する連動型住宅用火災警報器が普及し始めている。

屋外警報装置とは

- ◎ 連動型住宅用火災警報器が火災時に発する無線信号を受信し、屋外で火災警報を発する装置。
- ◎ インターホンを利用する住宅もあることから、屋外警報装置の機能を有するインターホンも考えられる。



主な求める性能について(ガイドラインの主な内容)

- ◎ 警報音の音圧は**70dB以上**であり、その状態を**1分間継続**できること。
- ◎ 警報音とあわせて、**音声**(「火事です、火事です、119番通報してください」等)により火災発生を周囲に知らせる。
- ◎ 屋外に設置するものは、**JIS C 0920(電気機械器具の外郭による保護等級)のIPX3(散水に対しての保護)以上の防水性能**を有すること。

ガイドライン運用にあたって

- ◎ 屋外警報装置等の普及を図るため、広く国民に周知し、認知を図ることが重要である。
- ◎ 製品化された屋外警報装置等を国民が正しく選択できるように、基準に適合している旨を国民が容易に確認できるようにすることが望ましい。
- ◎ ガイドラインの基準は、最低限度満たすべき基準として整理していることから、環境騒音の大きな場所にも対応できるような製品やスマートフォン等の通信機器と連動する製品などさらなる付加価値を持つ多様な製品が開発されることが望まれる。